

## 遅延理由書

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第9条の2第1項により10日以内に雇入、解雇届を提出しなければならないところ、(理由) \_\_\_\_\_ のため遅延いたしました。

今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

年 月 日

松山市保健所長 殿

住所

氏名